



平成 20 年 第 3 回
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 20 年 9 月 18 日

至 平成 20 年 9 月 26 日

豊 頃 町 議 会

平成20年第3回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成20年 9月24日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	認 定 第 1 号	平成19年度豊頃町一般会計歳入歳出決算 認定
日程第 3	認 定 第 2 号	平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定
日程第 4	認 定 第 3 号	平成19年度豊頃町介護保険特別会計歳入 歳出決算認定
日程第 5	認 定 第 4 号	平成19年度豊頃町老人保健特別会計歳入 歳出決算認定
日程第 6	認 定 第 5 号	平成19年度豊頃町医療施設特別会計歳入 歳出決算認定
日程第 7	認 定 第 6 号	平成19年度豊頃町簡易水道特別会計歳入 歳出決算認定
日程第 8	認 定 第 7 号	平成19年度豊頃町公共下水道特別会計歳 入歳出決算認定

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎英樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君
教育長	菅原裕一君
農業委員会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
会計管理者兼 出納税務課長	吉村進君
地域住民課長	田中啓喜君
福祉課長	和田宏樹君
産業課長	金川正次君
施設課長	石塚周二君
教育委員課長	山本芳博君
農業事務局長	友重誠一君

◎議会事務局職員

事務局長	佐藤潤君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成20年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番大谷友則議員及び7番長谷川勝夫議員を指名します。

◎ 認定第1号から認定第7号

- 小野木議長 日程第2 認定第1号 平成19年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号 平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号 平成19年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号 平成19年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号 平成19年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号 平成19年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第8 認定第7号 平成19年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。
認定第1号から認定第7号までの7件について、一括して提出理由の説明を求めます。

石田副町長。

- 石田副町長 認定第1号 平成19年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成19年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成19年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成19年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成19年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号 平成19年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上、7会計の決算について、一括ご説明いたします。

各会計の決算につきましては、平成20年9月5日付けで、平成19年度豊頃町一般会計ほか6特別会計の歳入歳出決算審査意見書の提出を、町監査委員より受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計ごとの歳入歳出決算書及び関係書類に意見書を付して、議会の認定を受けるものであります。

平成19年度予算編成におきましては、国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針に基き、引き続き歳出改革路線を堅持、強化してまいりました。

地方財政は三位一体改革や財政健全化の骨太方針により、歳出削減と国と地方の基礎的財政収支を黒字化することを目標としており、町財政においても地方交付税や国

庫補助負担金の見直しなどの影響により、引き続き厳しい財政状況の中で、第4次行政改革大綱に基き、中長期的な財政運営の安定を図るため、歳出経費全般についての見直しや、町債の累増を抑制しながら、財源の重点的、効率的配分に努めてまいりました。

平成19年度の主な実施事業といたしましては、福祉関連において、児童福祉施設改修工事、原油価格高騰に伴う福祉灯油支給事業、農畜産業関連では、道営負担事業、中山間地域等直接支払事業、畜産環境整備事業、林業関係では、森林管理道安骨線整備事業、町有林造林事業、小規模授産事業、21世紀北の森づくり推進事業。

水産業関連では、飯寿司加工施設改修事業。

商工観光関連では、物産直売所整備事業、地域バイオマス利活用交付金事業。

産業交通体制の整備関連では、国庫補助道路整備事業。

住環境及び社会資本の充実関連では、町営住宅整備事業、定住促進賃貸住宅建設事業など、町民の福祉向上を図るべく、各事業を実施、適正な予算執行を行ってきたところであります。

なお、主要な施策の詳細につきましては、決算認定、主たる成果説明書に、平成19年度の予算執行状況について、詳細に説明させていただきました。

本町は、今後も計画的な健全財政を確立するため、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、定員管理の適正化、民間委託の推進など、行財政運営全般にわたる改革を独自の工夫を加えながら、積極的に推進し、安らぎと温もりのあるまちづくりを、町民との協働で実現するため、より発展的な町政の運営に一層努力していく所存であります。

それでは、平成19年度決算認定主たる成果説明書により、ご説明申し上げます。

予算執行状況につきましては、1ページの第1表のとおりですが、一般会計ほか6特別会計の歳入歳出差引額は、1億4,176万6,000円で、平成20年度に繰り越すべき財源は、857万2,000円となり、このうち一般会計の実質収支は4,519万4,000円。

うち、翌年度繰越分は2,219万4,000円、決算剰余積立金は2,300万円あります。

次に、2ページ。

第2表の一般会計財政収支の状況におきましては、昨年6月に交付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの健全化判断比率の公表が、平成19年度決算から義務付けられたところではありますが、町監査委員の財政健全化審査意見書のとおり、いずれの指数においても早期健全化判断基準を下回っており、良好な財政状況にあるといえます。

歳入は、45億7,981万8,000円。

歳出は、45億2,605万2,000円となり、単年度収支は61万1,000円あります。

また、年度末の地方債現在高は、60億9,674万1,000円となり、実質公債比率は、過去3カ年平均で17.3%となっており、このことを十分認識し、今後の投資的事業を検討しながら、財政運営の健全化に努めてまいります。

次に、3ページ、第3表一般会計歳入歳出決算肯定表の各款別の歳入状況については、収入済額で、対前年度比10%の増となりました。

その主なうち、1 款町税の増は、個人住民税の税源委譲が主なものです。

2 款地方譲与税の減は、所得譲与税が主なものです。

9 款地方交付税の増は普通交付税です。

1 4 款道支出金の増は地域バイオマス利活用交付金が主なものです。

1 7 款繰入金の増は、酪農振興基金と土地開発基金の廃止に伴う積み替えが主なものです。

1 8 款繰越金の増は、前年度繰越金及び平成 1 8 年度繰越明許費です。

1 9 款収入の減は、畜産環境整備事業に係る受託事業収入が主なものです。

2 0 款町債の減は、減税補てん債の廃止と臨時財政対策債が主なものです。

次に、4 ページ、第 3 表の各款別の歳出状況は、表のとおりで、その性質別内容は、5 ページ、第 4 表に書かれていましたが、歳出合計で対前年比 1 0. 2 %の増となりました。

また、第 4 表の繰出金の 5 億 7, 8 8 0 万 8, 0 0 0 円は、国民健康保険特別会計など、6 特別会計への実質繰出金のほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計に係る人件費分を合算したものであります。

なお、人件費の内訳につきましては、6 ページ、第 5 表のとおりであり、その他の 1, 0 6 9 万 6, 0 0 0 円は、臨時職員等に係る社会保険料等であります。

次に、7 ページの第 6 表は、一般会計歳出決算節別集計表の内訳でございます。

8 ページからの第 7 表は、一般会計歳出予算のうち、負担金補助及び交付金の内訳であります。

1 3 ページから 7 7 ページまでは、主要な施策の成果内容であります。

次に、2 2 ページ、町税の収入実績につきましては、不納欠損額を差し引いた収入未済額が 1, 2 7 4 万 1, 8 0 0 円、収納率 9 7. 6 %、前年の実績を若干上回る結果となりました。

今後も収納率を向上させるため、一層努力してまいります。

次に、特別会計について、ご説明いたします。

7 8 ページからは、国民健康保険特別会計など、6 特別会計の財政収支の状況及び事業の執行状況であります。

各特別会計の収入状況は、8 0 ページ、国民健康保険税の収納率が 9 1. 0 %。

8 9 ページ、介護保険料の収納率が 9 9. 8 %。

9 5 ページ、水道使用料の収納率が 9 9. 1 %。

9 7 ページ、下水道使用料の収入が 9 8. 8 %となりました。

今後も町税と同様に、収納率を向上させるため、収納対策を強化し、公平な利用料金等の収納に努力してまいります。

なお、平成 1 9 年度から、3 カ年の臨時特例措置として実施される公的資金、保証金免除繰上償還で、簡易水道会計において、簡易水道事業経営健全化計画を策定し、高利率の地方債 7, 5 5 7 万 2, 0 0 0 円の繰上償還を行い、公債費の抑制に努めました。

以上、平成 1 9 年度各会計の決算について、概要を申し上げましたが、地方財政は三位一体改革の全体像に沿い、一般財源の総額は確保されたものの、引き続き財政運営に大きな影響を与えております。

これらを踏まえ、経常経費及び投資的経費の予算配分など、相違工夫を展開し、健

全なる財政の維持と円滑な行政運営を図るため、今後さらに努力する所存でありますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 ここで、お諮りいたします。

認定第1号から認定第7号にかかわる平成19年度豊頃町一般会計及び各会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第7号に係る平成19年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

日程第2、認定第1号、平成19年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

平成19年度豊頃町一般会計歳入歳出決算書9ページをお開きください。

平成19年度豊頃町一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款町税、1 項町民税。

2 項固定資産税。

3 項軽自動車税。

4 項町たばこ税。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税。

2 項地方道路譲与税。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金。

2 項特別交付金。

9 款地方交付税、1 項地方交付税。

1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金。

1 1 款分担金及び負担金、1 項分担金。

2 項負担金。

1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

3 番菅谷議員。

●菅谷議員 1 目総務使用料から7 目までであるわけですが、6 目土木使用料の中に、住宅使用料の滞納繰越分ということでもありますけれども、これについて、実態と今後の徴収方法等があるならば、その対応についてお伺いしたいと思っております。

●小野木議長 答弁石塚施設課長。

●石塚施設課長 ご質問の件でございますが、住宅使用料の2節の住宅使用料の件数については10件でございます。

それから、3節の滞納繰越分については、3件でございますが、傾向としましては、特定の方がいわゆるなかなかお支払いいただけないというような傾向が、ここ数年続いている現況でございます。

もちろん住宅、我々所管している中では、住宅料が入ってこないケースの場合については、水道料等についても、同じような傾向を示しているわけでございますが、これらにつきましては、粘り強く徴収努力するしかないのではないかなということを考えておまして、また、徴収実務についても、管内の実務研修会等は弁護士が直接指導していただけるというもので、これらの指導も受けながら、健全化について努力してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 先に進みます。

2項手数料。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

2 項国庫補助金。

3 項委託金。

1 4 款道支出金、1 項道負担金。

2 項道補助金。

3 番菅谷議員。

●菅谷議員 この中で、3項の衛生費の補助金でございます。

保健衛生補助金で、237万円ということになってございます。

この件については、成果説明書と符合していないのですが、この点について、ご説明をいただきたいと思っております。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時50分 再開

●小野木議長 会議を再開します。

説明、和田福祉課長。

●和田福祉課長 大変申しわけございません。

答弁申し上げます。

38ページに記載されております数字につきましては、平成19年度の対象者171人に対して、493万程度の医療費がかかっていると。

それを一人当たりの扶助費だとか、高額療養費の戻入だとか、そういうものをもろもろ計算し、道の補助率2分の1を掛けますと、この道の補助金ということで、237万3,000円という数字が出ます。

これに基づきまして、本町としても医療費及び事務費の調整を申請しているところですが、道の補助の基準の考え方として、かかった所要額、ここで掲げてございますが、補助金に要する経費ということで、237万3,000円と、それから、北海道の基準に定める額によって算出したもの。

これが234万6,000円、決算書の数字に載っている数字ですが、これを

見比べて、どちらか低い方を補助金として町に補助するというので、決算書の中にあるとおり、234万6,000円が町の歳入として入ってきてございます。

成果説明書の方では、道の補助に申請をする際の2分の1を掛けました数字、237万3,000円という数字、実は成果説明書の中に記載をさせていただきますけども、本来、ここに記載すべき数字は、234万6,000円が本来の数字であるのではないかということで、今、考えてございます。

本案に当たりまして、このような数字の開きがないよう、十分精査をしたいと思っております。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 ただいまの説明ですと、はっきりいってよく理解できないのです。

というのは、今、課長は、道の補助金本来ですと、234万6,000円がその申請すべきが本来であったと、こういうお話でございまして、ここで237万3,000円の成果説明でございしますが、これについて、いわゆる3,000円のオーバーについて、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思っておりますけども。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 答えいたします。

今、菅谷議員が言われました237万。この数字につきましては。決算書ですね。決算書の237万につきましては、医療費234万6,000円と、事務費2万4,000円を合計した数字で、237万円となるものでございます。

今、成果説明資料の38ページに記載しております237万3,000円。これについては、医療費に対する道の補助の数字であります。

ですから、237万3,000円につきましては、事務費は含まれておりません。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 今のご説明ですと、この237万の中には、今のこちらの事務費は含まれていないということだと、237万3,000円に2万4,000円オンされると、こういう考え方なのですね。

そうしますと、239万7,000円になるのですよ。

そういう考え方でよろしいのですか。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 道の補助金の申請につきましては、医療費の助成分と事務費の助成分、これについて、補助金交付申請をしております。

ですから、決算書の方では、医療費と事務費と載っております。

それで、成果説明資料の道の補助金は、ここでは扶助費等の額ということで載せてございますので、それで当初道に申請をしました237万3,000円の医療費のみの数字が、ここに記載をされていると。事務費は含まれていないということでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 そういうそのお答えであるならば、数字が合わなくなるのではないですか。

今、課長のおっしゃったいわゆるその道補助については、234万6,000円に表示すればよかったというお話でございますけれども、これは決算でないですよ。

そうなりますと。

ここに出てきたのは、大変申し上げにくいのですが、この成果表というのは監査委員さんだけがきちっとやっぱり見ていらっしゃるのだと思いますし、私から見ますと、こちらの数字は事務屋がつくったのではないかと。端的に言っているのですよ。

そういう感じがするのです。

ですから、言ってみると、補助金管理のずさんさが出てきたのではないかと。

こう指摘をしたいのです。本当は。

その辺について、課長の考え方、お願いします。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 補助金の額の明示ということにおきましては、ここに記載されている数字は、町が申請している額ということでありましたので、まずその数字については本来、実績に基づく数字が記載されるべきであろうと。

この中には、医療費分のみを記載するべきというふうな判断をしてございましたけれども、当然、医療費、事務費、北海道の補助金として入ってきてございますので、それを合わせますと、237万の記載が本来の数字だったのかというふうにも考えるところでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 極めてきちっとしていないような気がするのですよ。

これは決算ですから。

1円たりとも誤差があった場合、決算は認定されないのが普通なのですよ。

それが3,000円プラスしているわけですよ。

こういう状況で、一体本当にこの決算書が信頼できるのかどうかという、そういうふうに私は考えるのですよ。

監事さんおられる中で大変申しわけございませんが、そういうふうに私は考えるのです。

ですから、これはやはりきちっとしてもらわなかったら、今、説明されて、申請が道ですから、道の基準がどうでございますではないのです。

ここへ出てきた数字に対してきちっとした対応してもらわなかったら、決算でなくなるのですよ。

そのことに対してご答弁願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 菅谷議員のおっしゃるとおりでございます。

あくまでもこの決算認定した分、成果説明書は、決算書の内容の説明でございますので、係数的にも整合性を取らなければならないということは深く反省しております。

ただ、今、事務方でそういう形で説明をしたわけでありまして、これも成果説明書にきちっと、附則なら附則で、こういう数字で申請して、道から来たのは、あく

までも決算上の金額しか道からは入ってきておりませんので、そういう説明不足があったかと思えます。

したがって、あくまでも決算書は正しい数字でございまして、この成果説明の説明書による数字につきましても、私どもの事務方の道に対する書類上、こういう形で数字出てきたわけでありまして、決してその3,000円の誤算については、間違いなく決算書が正しい。私どもの説明する内容について不備があったことを深くお詫びするところでございます。

したがって、今後はこのようなことのないように、整合性をとって、また、説明欄についても理解のできるような形で、議員の皆さんに提示したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 ただいまの町長からのご説明でございまして、理解せざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、とにかくやはりこういう状況で決算をするということは、やはり普通であるならば、決算を見る場合、処理基準というのがあるのだと思えますよ。

その処理基準に則っていないなど、こう思っておりますので、ひとつその辺については、今後十二分に注意されるようご努力を願いたいと思えます。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 菅谷議員から、大変厳しい質疑を受けました。

肝に銘じて反映をしておりますし、決算に対するその成果説明書。これは整合性を保たれていなければならないものだというふうに思っております。

ただ、担当の方からも説明をいたしましたように、実績の数字がこういう数字であったと。

ただ、この成果説明書の中に、決算書と成果説明書の数値がなぜ違うのか。

そういうやっぱり付記が足りなかった。深く反省をしているところであります。

今後、そのようなことのないように、適切な決算に努めたいというふうに思えますので、ご理解のほど、よろしくお願をいたします。

●小野木議長 先に進みます。

3項委託金。

15款財産収入、1項財産運用収入。

5番大崎議員。

●大崎議員 財産収入の特にこの1節のところの町有地の貸付並びに建物の貸付ということですが、これについては、非常に数字的には非常に480万何がしですか。これについて、こっちの土地の貸付についての件数としては、どの程度の面積と貸付戸数になるのかなというところ。

それから、建物についても、何がどの程度のというところの説明をいただきたいと思えます。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 お答えをいたします。

土地の、まず、町有地の土地の貸付、建物の貸付とあるわけでございますが、土地のまず短期分といいますか、これにつきましては32件で81万8,597円という金額になります。

面積については、ちょっと詳細に、今、手持ちの資料がございませんのであれですが。

長期につきましては、長期の貸付、町有地の貸付と54件、212万2,500円という数字になります。

それから、建物でございますが、建物につきましては、5件で189万5,510円と。ここに出ている数字でございますが、そういう形で、面積については、今手持ち資料がございませんので、よろしく願いをいたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 これはちょっと、この19年度の決算に該当するかしないかというところの、ちょっと不確定なこともあるのですが、エコE R Cの株式会社がオープンいたしました。

ここについての土地の貸付というのは、当初、企業誘致される時点で、貸与すると。

それについては使用料をいただくという説明がございましたが、そのような考えでよろしいですか。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 その物件につきましてはの貸付については、20年度からということで、19年度決算には載っておりません。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 これ、19年度の決算審査ですから先ほど申し上げましたが、当初、この企業計画があった時点では、私はやはり実際にその会社が登記をされたその時点というのが起点だというふうに、一般的には理解いたします。

したがって、もし20年度、今年度からということになりますと、それらについての問題というのではないのかどうなのか。

ましてや、これには補助事業でございますので、2億9,900万何がしがあげられておりますが、これについても正式には法人登記と、それから、それらについての補助をいただくためには、申請するためには、土地の明確な貸与契約や、あるいは、次年度、あるいは数年度にかかる条件等も、申請の内容に記載しなければならないというふうに理解しておりますけれども、それについての考えというか、事務的な処理というのは、私は不明確にしか感じませんが、それらについての説明をいただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 ちょっと私の資料の見方がちょっと間違えまして、19年の11月5日に、株式会社エコE R Cに貸付の調定をしておりますので、19年の11月からということでお答えをいたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 ただいま説明あったように、平成19年の11月の5日でございますね。

これらについては、契約がきちとなされていると思っておりますが、これについては、無償ですか。それとも、貸与使用ということになされているのか、それについては議会に示されておりませんので、この機会に、それらについての内容について、説明いただきたいと思っておりますが、お願いします。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩
午前 11 時 14 分 再開

- 小野木議長 再開します。
答弁、田中地域住民課長。
- 田中地域住民課長 お答えをいたします。
有償での貸付になっておりまして、面積については4,616平方メートル、19年度につきましては4万390円ということでお貸しをしております。
さらに、20年度以降につきましては、8万780円という形になっております。
- 小野木議長 5番大崎議員。
- 大崎議員 そうしますと、昨年度の11月の5日に調定していますから、それについて、月割という格好で、それらについての有償金額は収入という考えでよろしいのですか。
- 小野木議長 答弁、田中地域住民課長。
- 田中地域住民課長 はい、そのとおりでございます。
- 小野木議長 5番大崎議員。
- 大崎議員 先ほどの、これは長期で54件と説明ありましたが、その中に、このエコERC株式会社が含まれているという解釈ですか。よろしいですか。
- 小野木議長 答弁、田中地域住民課長。
- 田中地域住民課長 先ほどの54件の方は長期なのですが、単年度のここの分の19年度につきましては、先ほど数字を申し上げました短期の方に、19年度については入っております。
- 小野木議長 5番大崎議員。
- 大崎議員 これについては理解いたしましたが、それでは、この会社との調印は、短期と長期という2種類の調印をされていますか。
- 小野木議長 答弁、田中地域住民課長。
- 田中地域住民課長 あくまでも土地の使用賃貸契約につきましては、19年度が、先ほど申し上げましたように、4万390円につきましては、短期の方に、先ほど申し上げた数字の中に入っております、継続されますので、今後、継続されますので、今度、平成20年度以降の数字については、長期の方の数字で報告をさせていただくということになるかと思えます。
それと、申しわけございません。契約については、あくまでも1本でございます。
- 小野木議長 5番大崎議員。
- 大崎議員 その辺は、どうでしょうか。
行政側からいう、そういう提案でしたが、それとも、会社側からの提案でしたか。
- 小野木議長 答弁、田中地域住民課長。
- 田中地域住民課長 あくまでもこの決算書でも表示、備考でされておりますけれども、町有地の貸付、294万1,000円、さらに下に建物、180万というふうに入っておりますが、うちの方の内訳として、長期、短期の方で詳細に分けているということで、あくまでも決算上では、土地の使用貸付ということで、業者との間の考え方には、長期、短期の考え方はございません。
短期というのは、たまたま、例えば、工事が行われます、例えば、道路工事だとか

いろいろな工事のときに出てきます、町有地を貸し付けるときには、短期という捉え方。それから、こういう物件のエコだとか、さらに短期につきましては、例えば、二宮ビート育苗センターとか、継続永続的に続くものについては長期という貸付の契約になっております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 私は集中的にちょっとエコE R Cについて質問しているところなのですが、ほかの施設に対する土地待遇についてではございません。

このことについて、企業として考えた場合に、短期で、長期でという二つのいわゆる2系列で契約をするということはありません。

したがって、ここの4万3,090円という短期のものは、いつからいつまでの使用料、収入なのかということをもう少し、では、細かく説明してください。

それと、長期について、なぜ8万七千幾らになるということの、この金額の理解度が、どうも時間と月と年では全然解釈ができませんので、それらについて、もう少し細かく説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 先ほどもちょっとご説明申し上げましたが、あくまでも契約については、これは平成19年に契約をしまして、23年度までは、年度で8万780円。平米当たり35円の、先ほど申し上げました4,616円を掛けますと、8万780円という形になります。

あくまでも短期契約、長期契約はしておりませんので、契約については1本でございます。

さらに、平成24年度以降については、毎年度16万1,560円、要するに、8万780円の2倍になりますけれども、そういう契約をしております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 この財産貸与収入の特に今後についても、これらについてのケースというのは、発生するだろうという予測で質問したのですが、これらについての、やはり契約、それから、これをこの企業誘致の一貫として考えて、提案を議会にされた以上は、それらについての内容についても、機を見て、やはり的確にそういうものを提案する、あるいは開示をするということが、私は必要ではないかなと。

なぜかという、このような単純な質問をされること自体が、やはり作業を全体的に見たときの状況が、やはり理解度が非常にされないのではないかなと。

特にこれは、町民からこの企業については、非常に有効性はあるが、どのようなあの場所でお貸しになっていきますかということ具体的に、これは質問がございました。

したがって、これらについての説明を、今いただいた以上は、これらの内容について、いろいろな機会を見て、町民の方々に説明をするということ、事務として私どもの立場ではあるものですから、今後については、これらについても明確にそれらについての心構えということ、気配りというものも含めて、ご提案をし、並びに説明をしていただきたいと、このように考えます。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

●小野木議長 再開します。

答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 失礼しました。

答弁漏れがありましたので。

19年の4万390円につきましては、半年分、10月1日から35円掛ける、先ほどの4,616平米掛ける2分の1、半年分です。

ということで、4万390円ということになります。

すいません。

先ほど、11月5日という数字を申し上げましたけども、これにつきましては、エコERCその他2件のものの調定の月日を私申し上げましたので、誠に申しわけございません。

契約につきましては、19年10月1日にエコERCと契約をしておりますので、半年分の土地使用料ということになります。

申しわけございません。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 非常に混乱させて申しわけございませんが、この非常に有効というか、有望な、あるいはその優良企業として、本町に企業を定着させるということは、論議をするまでもありませんが、この中で、やはり議会でわからない部分というのが、やはりあったなというのを感じます。

これはなぜかという、これらの事業というか、企業の進出に対する期待感を持たせて、その中でいろいろな諸条件を詰めるのですが、そういう中において、例えばの話ですが、ここでもう1点お聞きしたいということが生まれてしまうのですが、なぜ19年から23年までに、この短期の期間と長期があるのでしょうかという素朴な質問というか、疑問があるのですね。

これはやはり、行政サイドの配慮でなくて、企業サイドの配慮が当然、十分これについては、付加されているのかなというようなことを感じますから、その辺の事情だって、やっぱりきちっと説明してもらった方がいいのかなと、こう思いますので。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今、大崎議員から質疑ありましたことについて、お答えしたいと思います。

長期と短期の区分であります、この事務処理上、長期間、貸付しているものを長期、短期というふうに分けて、整理をしているわけでありまして。

今回のエコERCに貸付している土地については、平成19年度10月1日から半年分ということなので、この19年度については、一応、区分としては短期の区分に取り扱っています。

来年度以降からは、長期間貸付するようになりますので、あの区分においては、長期の区分に分類をして、決算の方に載せていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、詳細な説明につきましては、成果説明書はもとより、今後、各それぞれ説明員が詳しく、議員の皆さん、または町民に理解できるような、そういう説明をしてま

いりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前 11 時 31 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、石田副町長。

●石田副町長 何度も答弁する形になりましたが、契約の期間であります、この契約の期間の賃貸料、これは1年計算いたしますと、1年で16万1,560円になります。

平成19年度につきましては、半年分でありますので、8万780円の2分の1ということで、4万390円になります。

平成20年度から23年度までの4年分につきましては、当町への企業の誘致ということで、この額、16万1,560円の2分の1を軽減しまして、この半分を賃貸料としております。

平成24年度以降につきましては、この軽減が終わりますので、本来の1年間の賃貸料、16万1,560円を賃貸料として納めていただくと、このような契約になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

●小野木議長 先に進みます。

2項財産売払収入。

16款寄付金、1項寄付金。

17款繰入金、1項繰入金。

18款繰越金、1項繰越金。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

2項預金利子。

3項貸付金元利収入。

4項受託事業収入。

5項雑入。

20款町債、1項町債。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、31ページからの歳出については、目ごとに質疑を受けます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2目文書広報費。

3目財産管理費。

4目町有林管理費。

5目公平委員会費。

6目地方振興費。

7目生活安全推進費。

- 8 目企画費。
- 9 目地籍管理費。
- 1 0 目町有バス運行費。
- 1 1 目電算情報管理費。
- 1 2 目簡易郵便局費。
- 2 項町税費、1 目税務総務費。
- 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費。
- 4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費。
- 2 目参議院議員選挙費。
- 3 目知事道議会議員選挙費。
- 4 目町議会議員選挙費。
- 5 項統計調査費、1 目統計調査費。
- 6 項監査委員費、1 目監査委員費。
- 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。
- 2 目国民年金費。
- 3 目長寿社会振興費。
- 4 目老人福祉費。
- 5 目障害者福祉費。
- 6 目老人医療費。
- 7 目福祉医療費。
- 8 目福祉バス等管理費。
- 2 項児童福祉費、1 目保育所費。
- 2 目児童措置費。
- 3 目子育て支援費。
- 4 目学童保育所費。
- 3 項災害救助費、1 目災害救助費。
- 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費。
- 2 目保健センター管理費。
- 3 目保健指導費。
- 4 目乳幼児医療費。
- 5 目清掃費。
- 8 番津久井議員。

●津久井議員 このごみの収集にあたって、これ委託をしているわけですがけれども、この資源ごみ。これらについて、当然収入分になる部分があるかと思えますけれども、これについては、委託業者に入るものか、町に入るものか。

その辺、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 お答えをいたします。

資源ごみの収入につきましては、基本的にペットボトル、ダンボール、缶、ビン、雑誌等につきましては、全て豊頃町の場合には、ウイנקリンの方に入っていきますので、その中での収支計算の中でという。

最終的には、現在は当然支出の方が多いので、負担金として豊頃町は、ほかの複合

の中に入っています他町村と同じように、負担金を払っていると。

直接、豊頃町で入っている資源ごみのあれとしましては、ビンの中で、例えば、ビール瓶等がどうしても向こうに行けない部分がございます、そういうものの収入、それから、発砲スチロールをうちの方では溶かして固形にしていますので、その売り払い分等が、収入の方で、雑入の下から3番目に資源ごみ売り払いということで4万1,009円ということで、歳入に入っておりますので。

そういうことでございます。

●小野木議長 8番津久井議員。

●津久井議員 かなりこの分別が進んで、その廃棄されるごみと、それから、資源ごみというのがありますけれども、これらの割合というのはどういう状況になっておるのでしょうか。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 資源ごみ、今、数値については何パーセントどうのこうのという形は、ちょっと手持ち資料がございませんのであれですが、傾向としては、あくまでも人口減が、まずありますけれども、成果説明書の45ページにも記載をしておりますけれども、年度別では、燃やすごみ105という形で伸びております。

人口が減っているのにという形になりますけれども、この辺は、やはり燃やすごみが自然と多くなっている部分があるのかなというのと、資源ごみについては、マイナスというか、95.5%ということになっておりますが、大分限界の数字に、現在のうちの啓蒙啓発を続けた中での限界に来ているかなというところはあります。

ただ、まだ伸びる数字はありますけれども、他町村との比較でいけば、資源ごみがまあまあの推移をしているというところだと思います。

●小野木議長 先に進みます。

6目し尿処理費。

7目感染症対策費。

2項簡易水道費、1目簡易水道費。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

2目農業総務費。

3目土地改良総務費。

4目道営事業費。

5目中山間地域対策費。

2項畜産業費、1目畜産業費。

2目公社営事業費。

3項林業費、1目林業総務費。

2目林道整備費。

3目治山事業費。

4項水産業費、1目水産業総務費。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

2目観光費。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費。

2目除雪費。

- 3 目国庫補助道路整備費。
- 3 項住宅費、1 目住宅管理費。
- 2 目住宅建設費。
- 4 項河川費、1 目河川総務費。
- 5 項施設費、1 目施設管理費。
- 6 項公共下水道費、1 目公共下水道総務費。
- 8 款消防費、1 項消防費、1 目消防費。
- 2 項災害対策費、1 目災害対策費。
- 9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。
- 6 番大谷議員。

●大谷議員 この中で、19 節に関係することだというふうに思っておりますけども、町の小中連携教育推進会議を設置しまして、先進地視察だとか研究会をしているようでございますが、その詳しい内容というものは、どういうふうになっておりますか。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 お答えします。

先進地の調査等については、釧路、中標津町の方まで、これに係る小中連携事業に係る先進地視察等を行っております。

さらに、これと併せまして、教育研究所等を通しながら、本町の教育の指針としております報徳の教えを広げる、報徳の教えを学ぶということを含めまして、小中連携の中では、体育事業の教員が一部事業の中で、中学校の教員が小学校の体育事業で参加したりだとか、そういう中で、小中連携の事業を推進すべく、今、進めている最中でございます。

●小野木議長 6 番大谷議員。

●大谷議員 この成果説明書の中に、指導資料の作成ということが書いてありますけども、このことは、今おっしゃられた報徳の教えのものを作成するという事なのでしょうか。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 成果説明書の中にあります報徳の教えについては、教育研究所の方の発刊となっておりますが、これも含めた中で、教育研究書等の連携の中で、小中連携事業を進めているということでございます。

●小野木議長 6 番大谷議員。

●大谷議員 今後の方向性というものは、どういうふうにお考えをもってられるのかもしありましたら、お知らせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 20 年度、すでに新聞報道等でも出ていたかと思うのですが、各教職員の方々に、報徳めぐりというような形で町内めぐりを行ったり、尊親先生の足跡をたどったりするというようなことを、小中の先生方にも理解してもらいながら、それを学校現場、地域家庭を含めながら、報徳の教えについて進めていくという考え方で、現在も推進しているところでございます。

●小野木議長 6 番大谷議員。

●大谷議員 それでは、連携ということではどういう方向へ進もうとしているのか、

お知らせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 考え方について、お答え申し上げます。

豊頃町が進めようとしている小中連携は、義務教育の9年間を豊頃町の特色であります報徳の教を基盤として、子どもたちにつないで教えていこう。これが基本でございます。

当面の具体的な目標としては、連携事業でございます。

小中学校が相互に乗り入れて、事業を行う。

すなわち、先生方においては、中学校の先生であっても、小学校の先生であっても、それぞれ学校種を超えて指導していただけるような制度整備を進めていきたい。

それから、学校の先生あるいは地域の方にもご理解を賜って、報徳の教について、学習する機会を増やしていきたい。

こういう方向性で、まだ少し時間はかかりますけれども、前向きに進めてまいりたいと考えております。

●小野木議長 次に進みます。

2目教育研究書費。

3目学校保健費。

4目スクールバス管理費。

2項小学校費、1目学校管理費。

2目教育振興費。

3項中学校費、1目学校管理費。

2目教育振興費。

4項社会教育費、1目社会教育総務費。

2目文化振興費。

3目図書館費。

4目える夢館費。

5項保健体育費、1目保健体育総務費。

2目体育施設費。

3目学校給食費。

10款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費、1目災害調査費。

2目現年災復旧費。

2項公共土木施設災害復旧費、1目災害調査費。

2目現年災復旧費。

3項林業施設災害復旧費、1目現年災復旧費。

11款公債費、1項公債費、1目元金。

2目利子。

3番菅谷議員。

●菅谷議員 公債費の利子のことで、少しお伺いしたいと思います。

この中で、補正で121万2,900円減額をされておるわけですが、この減額の内容について、ちょっとお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 平成19年度一般会計補正予算(第5号)で補正をさせていただきます

して、112万9,000円の減額をしております。

この内容は、長期債の償還利子82万5,000円。

一時借入金利子30万4,000円でございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 ただいまの説明については、理解をするわけでございますけれども、予算対比でございますけれども、1億1,636万3,000円が、節の中にございます。

これとその実際に支出済の金額が1億1,584万3,844円。この関係について、お伺いいたしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 利子の不要額であります、51万9,156円でございます。

これは3月末までに、資金の調達のために、一時借入金をしなければならないということで、大体このくらい、予算的にはみてございます。

これが不要額となって残ったものでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 大変申しわけないのですけれども、また、監査意見書の中で、利息が19年度の償還額として、1億1,649万2,000円なっております。

それから、今お話ありました支出済額を差し引きますと、64万8,000円が符合していないのですが、この辺についてをお伺いしたいと思えます。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、石田副町長。

●石田副町長 ●●。

先ほど、菅谷議員から、11款公債費、2目利子の関係で質疑がありました。

決算上では、1億1,578万6,584円が長期債の償還利子でございます。

平成19年度の決算審査にあたりましては、監査委員の決算審査がございまして、その折に、財政当局の方から、長期債の償還利子について、資料を提出したところがあります。

この資料の中に、決算統計上でいう一般会計であります、医療施設特別会計が含まれることになってございます。

この医療施設特別会計の利息が70万5,100円ということでありまして、この70万5,100円を加算した額、1億1,649万2,000円。この額を監査委員の方に資料として提出をしてしまいました。

そのために、意見書の数値がこのような形になってしまったということでありませう。

監査委員の方にも大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げたいと思えます。

●小野木議長 山口代表監査委員の方から説明を求めます。

●山口代表監査委員 ただいま、午前中、菅谷議員から指摘された件ですが、今、副町長が説明されたとおりの内容でございます。

ただ、監査委員の意見書というのは、決算の中で非常に重要で、意見書も範を示すような形でつくらなければならないという監査委員は、使命を負っております。

その中で、こういうような間違いがあったということは、我々のチェック体制が不十分だったというふうに、非常に反省しております。

今後はこういうことがないように、さらにチェック体制を強化して、皆様のご期待にそえるような監査を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●小野木議長 先に進みます。

3目公債諸費。

12款諸支出金、1項諸支出金、1目諸支出金。

13款予備費、1項予備費、1目予備費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、73ページ、実質収支に関する調書について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳入歳出決算書付表の財産に関する調書について、質疑を受けます。

1ページから5ページまでの公有財産について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、6ページから9ページまでの物品について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、10ページから12ページの基金構築物及び通信放送施設について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 財産に関する調書全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、今決算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成19年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第3、認定第2号、平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

平成19年度特別会計歳入歳出決算書6ページをお開きください。

平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款国民健康保険税。

2 款使用料及び手数料。

3 款国庫支出金。

4 款療養給付費交付金。

5 款道支出金。

6 款共同事業交付金。

7 款財産収入。

8 款繰入金。

9 款繰越金。

10 款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、12ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

2 款保険給付費。

3 款老人保健拠出金。

4 款介護納付金。

5 款共同事業拠出金。

6 款保健事業費。

7 款基金積立金。

8 款公債費。

9 款諸支出金。

10 款予備費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、19ページ、実質収支に関する調書について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳入歳出決算書付表の財産に関する調書、13ページの基金について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第4、認定第3号、平成19年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を受けます。

平成19年度特別会計歳入歳出決算書25ページをお開きください。

平成19年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款介護保険料。

2 款使用料及び手数料。

3 款国庫支出金。

4 款道支出金。

5 款支払基金交付金。

6 款財産収入。

7 款繰入金。

8 款繰越金。

9 款諸収入。

歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、30ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

2 款保険給付費。

3 款財政安定化基金拠出金。

4 款地域支援事業費。

5 款基金積立金。

6 款諸支出金。

次に、37 ページ、実質収支に関する調書について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

次に、歳入歳出決算書付表の財産に関する調書、15 ページの物品及び基金について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成19年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第5、認定第4号、平成19年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を受けます。

平成19年度特別会計歳入歳出決算書41ページをお開きください。

平成19年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款支払基金交付金。

2 款国庫支出金。

3 款道支出金。

4 款繰入金。

5 款繰越金。

6 款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、44 ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

2 款医療諸費。

3 款諸支出金。

4 款公債費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、47 ページ、実質収支に関する調書について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本決算全般について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、認定第4号を採決します。
お諮りします。
本決算は、認定すべきものとするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、認定第4号、平成19年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第6、認定第5号、平成19年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

平成19年度特別会計歳入歳出決算書51ページをお開きください。

平成19年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入。

2 款繰入金。

3 款繰越金。

4 款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、53 ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款委員費。

2 款診療諸費。

3 款歯科診療諸費。

4 款公債費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、55ページ、実質収支に関する調書について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、歳入歳出決算書付表の財産に関する調書17ページの公有財産について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、18ページの商品について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 財産に関する調書全般について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本決算全般について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、認定第5号を採決します。
お諮りします。
本決算は、認定すべきものとするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、認定第5号、平成19年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第7、認定第6号、平成19年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

平成19年度特別会計歳入歳出決算書59ページをお開きください。

平成19年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款使用料及び手数料。

2 款繰入金。

3 款繰越金。

4 款諸収入。

5 款国庫支出金。

6 款町債。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、61ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

2 款公債費。

3 款予備費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、63ページ、実質収支に関する調書について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、歳入歳出決算書付表の財産に関する調書について、質疑を行います。

19ページの公有財産について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、20ページの工作物についても、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 財産に関する調書全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本決算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成19年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第8、認定第7号、平成19年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

平成19年度特別会計歳入歳出決算書67ページをお開きください。

平成19年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款分担金及び負担金。

2 款使用料及び手数料。

3 款繰入金。

4 款繰越金。

5 款諸収入。

6 款町債。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、69ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

2 款事業費。

3 款公債費。

4 款予備費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、73ページ、実質収支に関する調書について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳入歳出決算書付表の財産に関する調書について、質疑を受けます。

21ページの公有財産について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、22ページの物品について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 財産に関する調書全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成19年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

◎ 休会の議決

- 小野木議長 お諮りします。

議事の都合により、9月25日、1日間は、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、9月25日の1日間を、休会とすることに決定しました。

◎ 休会の議決

- 小野木議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1時22分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員